教職員の負担軽減に関する項目

新学習指導要領実施に伴い、府教育委員会では、昨年度から２か年をかけ、

府立支援学校における「指導と評価の年間計画（シラバス）」について、各校の代表者ととともに、様式及び記入内容について検討をすすめ、様式の統一や評価の観点の明確化等教育内容の改善、充実に取り組んできた。

　これまで各校において作成していた各教科等の年間指導計画を改め「指導と評価の一体化」の視点から見直し、各校において「主体的・対話的で深い学び」を実現させるため、統一様式によるシラバスを利活用し、支援教育の充実を図ってまいる。

職員の業務負担軽減に関する項目

知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

今後の知的障がい児童生徒の増加への対応については、平成30年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」による取組みを順次進めていく。

このうち、知的障がい支援学校の新設については、閉校した又は閉校する予定の府立高校の活用を検討しているところであり、同基本方針に盛り込んだスケジュールどおり、令和５年から令和７年頃の間に開校できるよう、スピード感を持って検討を進めているところ。

また、交野支援学校四條畷校は、同基本方針の取組みを実施する令和９年までの間、活用することとしており、その後については、恒久的な活用を視野に、可能な限り早期に方向性を明らかにできるよう、引き続き検討を進めてまいる。

なお、知的障がい児童生徒の将来推計は、実施した平成28年度から５年を目途に再推計を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要に応じ、同基本方針の見直しを図ることとしている。平成２７年４月に開校した枚方支援学校については、特別支援学校施設整備指針を踏まえ、教室を整備したところ。

平成４年の大阪府学校教育審議会の答申において、効果的な指導や円滑な学校運営に配慮するとともに、当時の児童生徒数の将来の動向等を踏まえ、150人から200人程度の規模での学校整備が妥当と示されて以降、円滑な学校運営体制を確保すべく、既存校の校舎の増築や特別教室の転用等、施設設備面の整備を実施するとともに、運営面においても准校長や複数の教頭の配置等を行ってきた。

このような状況を踏まえ、平成20年の同審議会答申では、150人から200人程度の規模を超えれば直ちに対応が必要であるとは考えないが、同規模を大きく上回っている学校については、速やかに対応するべきであると示されたところ。

そのため、平成25年度から27年度にかけて、300人規模の新校を４校整備しており、今後の知的障がい児童生徒の増加への対応については、知的障がい支援学校の新設を含め、平成30年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」による取組みを引き続き進めてまいる。

職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めてまいる。

併せて、寄宿舎舎食調理場についても、学校の現状を把握し、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めてまいる。

給与制度に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

平成２９年度に実施した「教職員の評価・育成システム」に関する教職員アンケートの結果等も踏まえ、引き続き評価・育成システムがより良い制度となるよう、今後も必要に応じて改善に取り組んでまいる。

今後とも勤務条件に関わる事項については、皆様方と協議してまいりたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところであり、栄養教諭については、給食を実施する学校に1人配置としている。

今年度、府立大阪南視覚支援学校に配置されている栄養士が３校の寄宿舎食の献立作成及び発注業務を行っている。また、9月より３校共通の栄養計算ソフトの導入を図るなど適時適切な運営に努めているところ。

今後も、栄養教諭の負担軽減については、学校の意見を聞きながら様々な手法により負担が軽減されるように努めてまいる。

給食調理員については、業務のアウトソーシングを行うことにより、退職あとを補充せず定数の削減を行うとしている。

寄宿舎指導員の採用については、今後の寄宿舎の運営方針を踏まえ、その可否を判断してまいりたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であると考えている。

　この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間活力を導入することとし、調理業務の民間委託化の方針を示し、平成１６年９月より給食調理業務の民間委託化を実施したところ。

　給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託事業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めている。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教員への一年単位の変形労働時間制の導入の有無については、国の法制度改正の動向等を注視してまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

実習教員の採用選考の年齢制限については、採用後、知識や専門性などを培い、業務を総括して取りまとめ等を行う総括実習教員へのキャリアアップに必要な在職年数などを踏まえて設定している。

　また、実習教員としての経験を豊かにし、資質の向上を図るため、異動を積極的に推進することとしていることから、校種別の採用・選考は行っていない。

職員の健康管理に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、業務委託していた検診機関から実施が困難であるとの申し出を受け、平成27年度より新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診していただく方法としている。

　一次検査については、受診する必要のある方全てが受診していただけるように、腰痛検診対象者へ紙媒体にて腰痛予防検診アンケートを配布しているところであり、引き続き周知徹底してまいる。

二次検査については、従前から検診機関で実施していたところであり、新方式においても検診機関で実施する方式としているところ。

　一次検査で要二次検査と診断された方は、平成28年度は496人、平成29年度は436名、平成30度は429名、今年度は459名となっており、精密検査が必要な職員は受診していただいていると認識している。

来年度についても、教職員の腰痛予防、悪化防止を図るため、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施してまいる。

旅費に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

平成３１年度の旅費予算につきましては、各学校で６月に策定していただいた旅費予算執行計画をもとに、各校に配当した。

なお、執行計画になかった急な出張や突発的な事態などにより、旅費予算に不足が見込まれる場合には、相談を頂ければ、追加配当等の調整をさせていただく。

府の財政は依然厳しい状況にありますが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障を来たさないよう、財源の確保に努めてまいる。

職場環境の改善に関する項目

府立支援学校校舎の改修等、老朽化対策については、これまで、計画的に大規模改修を行ってきたところ。改修内容は、外壁・屋上防水等の外部改修だけでなく、天井や床、トイレの改修を含めた内部改修も実施しており、実施にあたっては予算の範囲内でできる限り学校の要望を取り入れたものとなるように努めている。

　府立学校の老朽化対策については、平成28年度からの3年間で行った劣化度調査を踏まえ、府立学校施設の長寿命化整備方針を策定することとしており、来年3月に成案化を予定しており、今後この方針に基づき、老朽化対策に取り組んでまいる。

　また、緊急度の高い対策については、学校と十分協議のうえ、必要な対策を講じてまいる。

　なお、学校施設の安全性を把握するため、建築基準法第１２条に基づく、法定点検を令和元年度末にかけて実施している。

教職員の業務負担軽減に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校の意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいる。